

# “誰もが安心して暮らせるまちづくり”

それをめざすのが、湯河原町地域福祉活動計画です。

「困っていることがあります…。」「何か役に立てることがあるでしょうか…。」

そんな願いや思いが繋がって、みんなが笑顔でいられる町にしたい。



# えがお

第12号

## (第12号主な内容)

### ～ ゆがわらフードコネクト、これまでとこれから ～

「ゆがわらフードコネクト」とは、湯河原町地域福祉活動計画推進と生活困窮者自立支援法施行に伴い、平成28年から開始された湯河原町社会福祉協議会（以下 湯河原社協）独自の取り組みです。①「町民の福祉意識向上と参画の“きっかけづくり”を目的とした取り組み」、②「生活困窮が原因で施策支援が必要な人へ、申請から受給までの期間の食品支援」その二つを目的とします。

支援者（町民）と受益者（施策申請者）が「食べ物（フード）」で「つながる（コネクト）」しくみを目指しています。詳細については次ページからの記事をお読みください。

※ “えがお”は町民の皆様と協働で、身近な福祉を考える参画の場です。地域福祉活動計画推進・取り組み等を掲載。年2回（4月・10月）発行いたします。

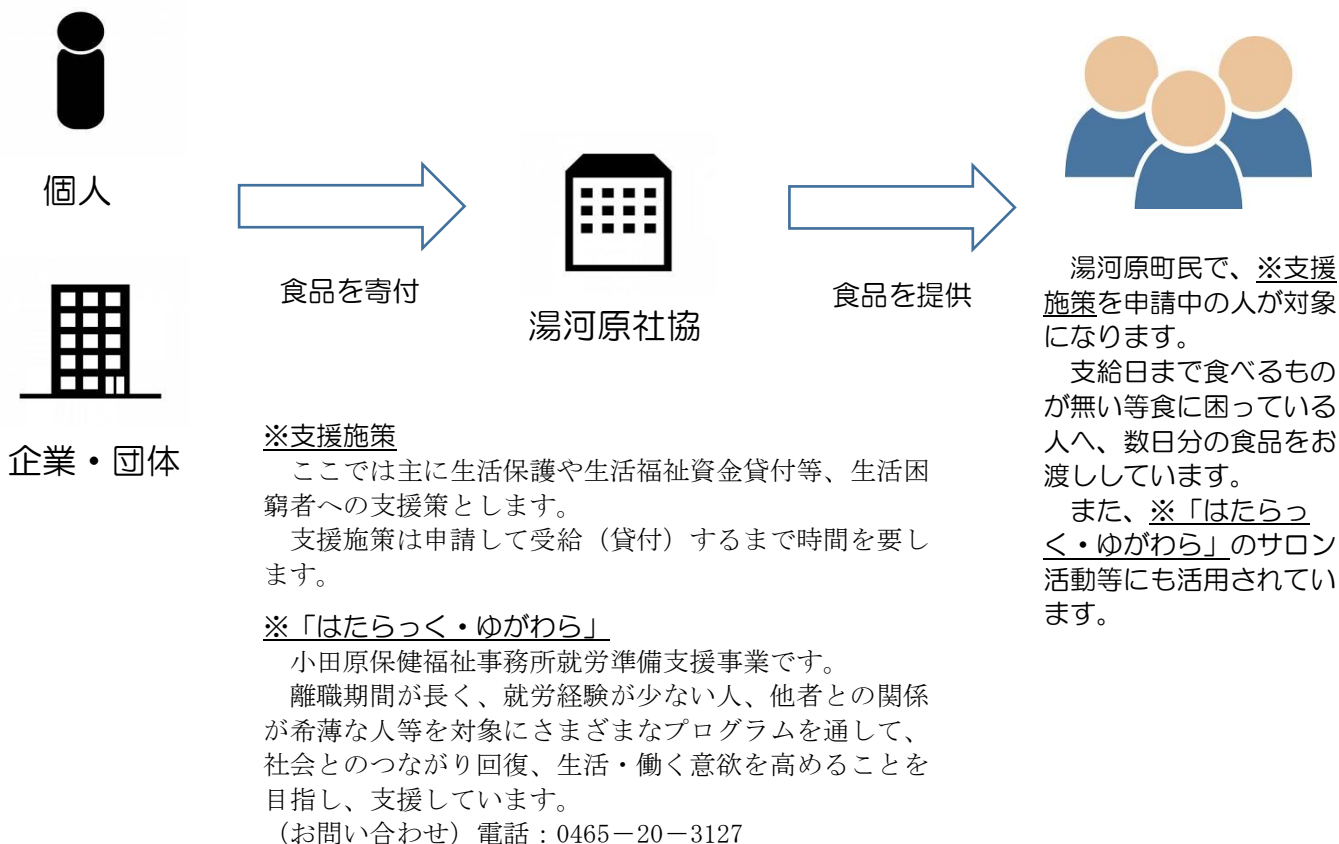
発行：社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会  
令和2年10月発行

編集：湯河原町地域福祉活動計画推進委員会  
湯河原町中央四丁目12番地5

電話：0465-62-3700 / FAX：0465-62-5150

# ～ ゆがわらフードコネクト、これまでとこれから ～

## ①つながるしくみ



## ②食品を寄付

平成 28 年度から令和元年度にかけて、**延 58 名**から食品の寄付をいただきました。他にも特別養護老人ホーム「**心花春**」、フードバンク**かながわ**、**セブン・イレブン・ジャパン**、**神奈川県社会福祉協議会ライフサポート事業**、**湯河原社協役職員等**から寄付いただきました。たくさんの寄付、ありがとうございました。

### Q. 扱える食品と扱えない食品はありますか？

原則、保存が効く物となります。扱える食品は以下のとおりです。お一人様一品以上から受付いたします。

#### (扱える食品)

お米（アルファ米含む）、缶詰、レトルト食品、乾麺（ラーメン・パスタ・蕎麦・うどん等）、砂糖・塩・食用油・味噌等の調味料

※ 衛生上問題なく、常温保存が可能な物で、賞味期限が切れる 3 ヶ月以上前の物

#### (扱えない食品)

生鮮食品、賞味期限が切れた物、開封して別容器に移した物、お弁当、各種食べ残し保存状態の悪い物、アルコール類等

※ 寄付の際に確認し、お取り扱いできないと判断された物

### ③食品を提供(最新事情)

平成 28 年度から令和元年度にかけて、**49 件に提供**しています。主に生活保護受給、生活福祉資金貸付までの期間の食の確保として提供しました。また“①つながるしくみ”にもありますように、「はたらっく・ゆがわら」のサロン活動等にも活用されています。

令和 2 年度は年度初めから新型コロナウイルス感染拡大の影響により、収入減・失業等となった人達への生活支援として特例貸付を行っています。申込に来られた人達の中から、単身世帯や小さな子どもが居る世帯を対象に食料支援を行い、**20 件以上に提供**しています。

数に限りがあり全ての人達へとはなりません、受け取られた人達の感謝の言葉や安堵の表情から、いくらかの安心をお届けできたのではないかと思います。



### ④これからのフードコネクト

湯河原町地域福祉活動計画推進にあたって、町民が福祉意識を共有して、気軽に参画できる場をつくることは大きな課題でした。その中で開始された「ゆがわらフードコネクト」は一定の役割をはたしていると感じます。一つの食料から空腹を満たす以上に心と“地域のつながり”が生まれました。

予期せぬ事態が生活に影響をおよぼすことは、これからも多々あるかと思えます。皆様からの支援がそうした事態への準備になります。多くの町民の皆様に参加していただき、更なる“地域のつながり”構築に向けていきたいと思えます。

**地域福祉の担い手として、気軽にご参加ください！**

## 子どもたちのしあわせのために ~里親制度をご存知ですか~

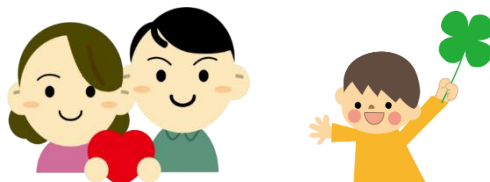
子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験が、とても大きな役割を担っています。

様々な事情で自分の家族と暮らせない子ども達がいいます。そうした子ども達を自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解で成長をサポートする人が「**里親**」です。子ども達が地域で健やかに育つ場を作ってみませんか。

- 里親 = 養子縁組ではありません。
- 子育ての経験が無くてもできます。 ※必要な知識は登録前研修で学べます。
- 養育費等、必要経費は支給されます。
- 児童相談所や里親会、施設職員が随時支援します。

**ご興味がある人はお気軽にご連絡ください。**

(お問い合わせ) 児童養護施設城山学園 (里親支援専門相談員 鈴木)  
電話 0465-62-8501





# 年末たすけあい募金

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。温かいご支援、心より感謝いたします。

**令和元年度年末たすけあい募金寄付額 2,297,590 円**

上記の寄付金は次のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。  
今年も年末たすけあい募金が始まります。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 感謝の気持ちとささえあう気持ち CONNECT ~ つながる ~

年末たすけあい募金のつかいみち（配分総額：2,297,590 円）

●社協事業費・・・・・・・・・・523,286 円

社会福祉大会、障がい者のつどい、準要保護世帯の夏季慰問金と入進学激励金

●年末たすけあい配分金・・・・・・・・1,774,304 円

城山学園・園児お年玉（43名）：129,000 円

湯河原遊ぼう会、よつばの会、金曜会（3団体）：90,000 円

ひとりぐらし高齢者の昼食会（3地区）：85,000 円 福浦かもめサロン：30,000 円

知的障がい児者施設通所者交通費半額助成（23名）：1,440,304 円



### 知っていますか？ ~共同募金と地域福祉活動計画との関わり~

地域福祉活動計画とは、皆さまが住み慣れた町で安心して暮らしていくために、地域福祉の推進を目的に社会福祉協議会が策定する計画です。共同募金会は、この活動計画の実現に向けた取り組みを財政面で支援する役割を担っています。

それぞれの役割を明確にすることで、地域福祉推進と共同募金運動を一体的に展開しています。

### “えがおNo.12” 掲載内容に関するお問い合わせ等

湯河原町社会福祉協議会（共同募金会湯河原町支会）

住 所：湯河原町中央四丁目 12 番地 5

電 話：0465-62-3700

F A X：0465-62-5150

共同募金の事務局を社協が兼ねています。「たすけあいのこころ」を育み、地域福祉・在宅福祉の充実に目指しています。



令和2年度共同募金PR大使  
「フンボルトペンギン」

みんなで作ろう“地域のつながり”！

※“えがおNo.12”印刷費の一部は共同募金から助成されています。